

2020年7月1日

競争法コンプライアンス指針

一般財団法人光産業技術振興協会

一般財団法人光産業技術振興協会（以下「この法人」という。）は、我が国における「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」及び諸外国の競争法（以下、併せて「競争法」という。）を、十分に尊重し、当協会の活動が、競争法上の疑義を招くことなく、企業及びその社員等が社会的に意義ある協会活動を安心して行うことができる環境を整備するために本指針を定める。

1. この法人の事業に係る委員会・部会・幹事会等（以下「委員会等」という。）におけるルール

（1）委員会等における禁止事項

委員会等の出席者は、次に掲げる事項について議論及び意見交換をしてはならない。

- 1）価格制限行為（商品又は役務の価格等の決定、再販売価格の制限、値上率等の決定）
- 2）数量制限行為（商品又は役務の数量の制限）
- 3）顧客、販路等の制限行為（取引先の制限、市場の分割、受注の配分、受注予定者の決定等）
- 4）設備又は技術の制限行為（設備の新增設等の制限、技術の開発又は利用の制限）
- 5）参入制限行為等（新たに事業者が参入することを著しく困難とさせ、又は既存の事業者を排除すること）
- 6）不公正な取引方法（共同の取引拒絶、取引条件等の差別的取扱い、排他条件付取引、再販売価格の拘束、拘束条件付取引、優越的地位の濫用、競争者に対する取引妨害等）
- 7）その他、競争法に抵触するおそれのある行為

（2）委員会等の出席者

委員会等においては、この法人の事務局職員が出席することを基本とする。

（3）委員会等の進行

委員会等の出席者は、委員会等の冒頭において、競争法及び本指針を遵守することを確認するとともに、委員会等の進行中において、出席者の発言が競争法上問題となるおそれがあると判断した場合は、発言者に注意を促す等委員会等の適切な進行を図るものとする。

(4) 議事録等の作成

- 1) 委員会等に出席したこの法人の事務局職員は、議事録(進行メモ等)を作成し、事務局に保管する。
- 2) この法人の事務局職員が委員会等に出席できない場合は、委員会等の長が指名した委員会等の出席者又は会合の出席者が互選で選出した担当者が議事録を作成し、事務局へ提出するものとする。
- 3) この法人の事務局は、前二項の議事録を適正に管理保管するものとし、保管期限は5年間とする。

2. 統計情報の収集・管理・提供業務

- (1) 企業等が提供する統計情報は、機密事項として、定められた事務局職員のみが取り扱うこととする。
- (2) 統計情報の開示に当たっては、個々の情報が推測できないよう取り扱うこととする。
- (3) 将来の予測値の策定に際しては、個々の情報を開示した検討を行ってはならない。また、予測値の策定は、客観的な手法に基づき行い、概括的な内容にするものとする。

3. 周知徹底

本指針をホームページに掲載し、周知徹底を図るものとする。

この法人の常勤役員及び職員は、定期的に競争法コンプライアンスに係る知識向上と意識改革に努めなければならない。